

XMLオプション【データ伝送サービス】利用規定

XMLオプション【データ伝送サービス】(以下「本オプション」という)は、「総合振込・給与振込・地方税納付に関する契約書(データ伝送扱)」または「通知サービスに関する契約書(データ伝送扱)」(以下両者を「原契約」という)における総合振込または入出金・振込入金明細の取扱において、eXtensible Markup Language(以下「XML」という)形式の電文を利用することができるサービスで、以下のとおり取り扱うものとします。なお、ご利用にあたっては、XMLオプション申込書【データ伝送サービス】に所定の項目を記入のうえ当行の取引店に提出いただきます。また、この規定に定めのない事項については、原契約により取り扱います。

1. (全銀EDIシステムの利用)

- (1) XMLオプションの利用により、一般社団法人全国銀行資金決済ネットワーク(以下「全銀ネット」という)が運営する全銀EDIシステムとの間で、金融EDI情報を記録したXML形式のデータ授受を可能とします。
- (2) データ伝送サービスで取り扱う授受データのうち、総合振込データおよび入出金・振込明細データを対象とし、給与振込データおよび地方税納付データは対象外とします。

2. (クライアント証明書)

XMLオプションの利用にあたり、利用者は全銀ネットよりクライアント証明書を取得します。クライアント証明書の利用にあたり、利用者は全銀ネット策定の「クライアント証明書利用規約」を遵守するものとします。

3. (災害等による免責)

次の各号の事由により金融EDI情報の提供遅延、不達、漏えい、改ざん等があっても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

- (1) 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があったとき。
- (2) 当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき。
- (3) 当行以外の金融機関の責に帰すべき事由があったとき。

4. (金融EDI情報利用の同意)

XMLオプションの利用者は、当行が以下の目的で金融EDI情報を利用することに同意するものとします。

- (1) 金融EDI情報の提供遅延や欠落時におけるリカバリ等振込事務の遂行。ただし、当行は金融EDI情報の提供遅延や欠落時におけるリカバリの義務を負うものではない。
- (2) 法令等で定められた対応の実施。
- (3) 当行内での市場調査、サービス開発の分析や、経営上、業務上必要な各種リスク分析等、当行内におけるマーケティング分析。
- (4) 金融EDI情報を活用した新たな商品・サービスに関する営業推進・提案活動の実施。

5. (解約)

- (1) この取扱は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、申込者から当行への解約の通知は当行所定の書面によるものとします。また、原契約が解消された場合は、書面による解約通

知がなくても、この取扱は自動的に解約します。

- (2) 当行は、解約について当行での所定の手続きが終了する時点で、既に受付済の実施依頼等がある場合は、この実施依頼に基づいて振込等の依頼明細を処理します。

- (3) 上記(1)のほか、次の各号の一にでも該当し、契約者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの取扱の利用を停止し、または契約者に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。

①契約者がこの取扱の申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②契約者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

- A. 暴力団
- B. 暴力団員
- C. 暴力団準構成員
- D. 暴力団関係企業
- E. 総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等
- F. その他前各号に準ずる者

③契約者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- E. その他前各号に準ずる行為

6. (契約期間)

この契約の契約期間は、原契約と同様とします。

7. (この規定を変更する場合の取扱い)

この規定を変更するときは、変更後の規定の内容およびその効力発生時期を当行ホームページにあらかじめ掲載する等とします。

以上